

被保険者 各位

カルビー健康保険組合
理事長 人見 泰正
(公印省略)

2025年度 インフルエンザ予防接種補助のご案内

カルビー健康保険組合では、今年度も疾病予防としてインフルエンザ予防接種の補助を下記要領にて実施いたします。補助対象は「被保険者」と「被扶養者のうち、被保険者の配偶者（夫または妻）とお子様」になります。ご両親等への補助はありませんので、ご注意ください。

記

1. 対象者
 - ・「被保険者」
 - ・被扶養者のうち、被保険者の「配偶者(夫または妻)」と「子」のみ
 - ※対象は8月31日現在、健保加入者かつ、接種当日資格がある方
 - ※利用券があっても、退職などで資格がない方や9月1日以降に加入した方への接種補助はありません。
2. 接種費用 全額健保組合負担
 - ※原則委託先の指定医療機関での接種のみ
 - ※やむを得ず指定外で接種する場合は、ご自身での経費精算が必要です。その場合は、補助額（上限4,000円(消費税含)）を健保組合で負担（精算期限：2026年2月28日迄）。
3. 実施方法 9月30日から順次ご自宅宛てにインフルエンザ予防接種「利用券」、「案内書」、「指定医療機関一覧」を郵送いたします。希望者は、利用券を使用して会社または指定医療機関で接種してください。詳しくは、後日郵送の案内書をご覧ください。
【但し、ガーデンバーカリー、イートーク(株)所属の方は、会社経由で案内書を配付いたします。】
※今年度より利用券には対象者名が記載されておりませんので、接種する際には必要事項をすべて記入してご利用ください。また、対象者分の枚数が同封されておりませんので、利用券が不足する場合は必要に応じてコピーしてご利用ください。対象者以外は使用できませんので、使用する際はご注意ください。
※家庭用常備薬の案内を今年からは同封しませんので、希望される方はカルビー健康保険組合のホームページからお申し込みください。
<https://www.calbeekenpo.or.jp/auth/homemedicine.html>
4. 接種期間 2026年1月31日(土)まで
5. 注意事項
 - 【全対象者への補助について】
 - ・予防接種補助は、お一人1回まで。(2回接種が必要なお子様は2回まで)
 - ・利用券の再発行はできません。利用券を紛失した場合、補助は対象外となります。
 - ・利用券の他人（接種対象者以外）への譲渡、接種期限を過ぎた利用券は使用できません。
 - ・市町村の補助など、他の補助制度との併用はできません。
 - 【お子様への補助について（2回接種が必要な場合）】
 - ・2回接種が必要な場合は、あらかじめ利用券をご自身でコピーし、2回目もご利用ください。(利用券のコピーを忘れた場合は自己負担となります。)
 - 指定の医療機関で接種した場合・・・2回とも全額補助。
 - 指定外の医療機関で接種した場合・・・2回分合計で4,000円(消費税含)を上限に補助。
超過分は自己負担。
 - 「フルミスト」をご希望される場合は一旦個人で立て替え、会社での精算後、健保組合へ請求してください。4,000円(消費税含む)まで補助いたします。

以上